

(請求人様)

名古屋市監査委員 山 本 正 雄  
同 小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 5年 8月15日に提出された 5監監第34号の名古屋市職員措置請求 (以下「請求A」という。)、 5監監第35号の名古屋市職員措置請求 (以下「請求B」という。) 及び 5監監第36号の名古屋市職員措置請求 (以下「請求C」という。) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、小出昭司委員及びうえぞの晋介委員は、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となりました。

記

1 結 論

請求A、請求B及び請求Cは、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

令和 4年度政務活動費に関して、請求Aは、手土産代等に要した費用について、請求Bは、発生していると推定される預金利息分について、請求Cは、政党新聞等の購読料について、それぞれ市会例規集及び政務活動費用途に関する基本指針違反であると主張して、政務活動費の返還を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求 (以下「住民監査請求」という。) は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実 (以下「財務会計行為等」という。) によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求A、請求B及び請求Cにおいて、請求人は、市会例規集及び政務活動費使用に関する基本指針違反であると主張しているが、違反であることについて、具体的な根拠を示しておらず、私見を述べているにすぎないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、請求A、請求B及び請求Cは、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局監査管理課)